

「平成26年度介護老人保健施設 整備事業者公募」に関するQ&A

平成25年10月24日掲載分

No	質問事項	回 答
1	<p>公募の対象となる事業計画について</p> <p>「2. 公募の対象となる事業計画」について、市有地を対象としないとはどういう意味か。市有地を取得した計画は対象とならないか？</p>	<p>「市有地を対象としない」とは、本公募に係り、市において特定の用地を用意するものではないことを明らかにしたものです。</p> <p>応募を予定する法人等より特定の市有地の売却希望があっても、市有地を取得するためには、通常、入札や市議会における議決など様々な手続きと期間を要するため、希望する事業者へ売却することが確定できないほか、施設整備スケジュールとの整合から対象としないこととしています。</p> <p>したがって、応募時点において、入札など市の規定する手続きにより適正に確保された用地であれば、当該用地における提案は可能であり、行政における手続きの特殊性から、落札者の決定を受けたものや仮契約の締結を行ったものは、本公募における「用地が確実に確保できる」とみなして差支えありません。ただし、この場合、選定事業者の決定(H26.1)までに、市との本契約の締結を行うものに限るものとします。</p> <p>※なお、この取扱いは同時期に募集を行っている「平成26年度広域型特別養護老人ホーム整備事業者公募」においても同様です。</p>